

議会改革・活性化調査特別委員会記録【概要】

1 日 時 令和6年1月30日（火曜日）

午前 10時28分 開 会

午前 11時36分 閉 会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員

委員長	伊 藤 優 子	副委員長	神 野 恭 多
委員	片 平 恵 美	委員	黒 田 真 徳
委員	合 田 晋一郎	委員	伊 藤 嘉 秀
委員	藤 田 誠 一	委員	高 塚 広 義
委員	伊 藤 謙 司		

4 欠席委員

委員 山 本 健十郎

5 説明のため出席した者 な し

6 議会事務局職員出席者 局長 山 本 知 輝 課長 徳 永 易 丈

副課長 鴨 田 優 子 係長 伊 藤 博 徳

係長 村 上 佳 史

7 その他出席者 議長 大 條 雅 久 委員外 井 谷 幸 恵

8 本日の会議に付した事件 (1) 議会改革・活性化に関する調査

・議会の運営に関すること

9 概 要

（委員長）議会の運営に関することのアの陳情審査の取扱いについて、協議をお願いする。このことについては、当初決定した検討項目の中には入っていないが、議長から議会運営委員会に諮問され、その協議・検討について当委員会に依頼があったものである。陳情の審査については、これまで本市議会では、市外在住者から提出されたもの、議会としてすでに結論が出ているもの、などを除いて、委員会に付託して審査を行っているが、県内他市議会では、東温市、松山市、八幡浜市の3市議会において議会での審査を行っておらず、また、国においても陳情の審査は行わず、適当の

委員会に参考送付のみとなっている。

(議事課長) 県内各市議会での陳情の取扱いについて、説明する。東温市、松山市、八幡浜市を除く8市議会においては、本市と同様に陳情を全て審査しておらず、市外からのものや、郵送によるものなど、審査しないものを取り決めている。審査をしない陳情の取扱いとしては、所管・関係する委員会に参考配布、議会運営委員会に配布、全議員に参考配布、議長預かりのいずれかで、それぞれの市議会によって取扱いが異なっている。東温市、松山市、八幡浜市の3市議会においては陳情の審査を行っていない。また、松山市議会では、審査をしない陳情について、件名をホームページに掲載しているが、他の市議会では掲載をしていない。また、国会では、陳情は審査を行っておらず、議長が必要と認めたものは適當の委員会に参考配布するのみとなっている。本市議会では、市外住所の者から提出されたものや、議会として既に結論が出ているもの等と同一趣旨のものは所管の常任委員会等に参考配布とし、それ以外のものは審査を行っているが、今年度の状況としては、6月定例会以降、委員会付託された陳情は7件、参考配布とした陳情は2件となっている。また、審査を行った陳情7件のうち、本市に直接関係のないものが2件となっている。前期の令和元年度から令和4年度においては、審査をした陳情は4年間で3件で、件数としては一気に増加している状況である。

なお、法令上の規定では、請願は、憲法第16条によって請願する権利が保障され、請願法及び地方自治法において手続き、処理の方法が定められているのに対し、陳情については法令上の定めがなく、議会が審査することを義務付けられたものではない。このため、審査については各議会の裁量にゆだねられ、それぞれの議会で取扱いが異なっている状況である。

(委員長) 県内では3市、陳情の審査は行っておらず、国においても参考配布のみとなっている。また、請願書と違い、陳情書が提出されても、議会が審査することを義務付けられているものではないとのことである。このことも踏まえて、陳情審査の取扱いをどのようにするか、協議をお願いする。

(委員) 先ほど他市の話もあったが、陳情については資料配布のみでいいと思う。

(委員) 資料配布についてもこのおりでいい。

(委員) 資料配布でいい。

(委員長) 陳情については、議会の審査は行わず、全議員に配布ということでよろしいか。

[了 承]

(委員長) 陳情については審査は行わず、全議員に参考配布することとなったが、これまで審査を行っていない、市外在住者から提出された陳情及び、議会としてすでに結論が出ている陳情などについては、所管の常任委員会等に参考配布をしているが、これについては、どうか。

(委員) 市外在住者からのものや、すでに結論が出ているものに関しても一つの声として委員会のみではなく、すべての議員がこんな声があるというのは知っておくべきだと思うのでみんなに配布すべきだと思う。

(委員長) 市外から出てきた陳情やすでに結論に至っている陳情についても、議員全員に参考配布するというのでよいか。

[了 承]

(委員長) ホームページへの掲載について、提案したい。これまでは、委員会で審査せず参考配布としている陳情については、市議会ホームページへの掲載はしていなかったが、今後は、参考配布としたものでも、どのような陳情が議会に提出されたか、市民に知らせたらいと思っている。そこで、先ほどの説明で、陳情は審査せず参考配布している市の中で、松山市が件名のみをホームページに掲載しているが、本市も件名をホームページに掲載してはどうかと思うがいかがか。

(委員) ホームページに載せるのは構わないと思うが。件名だけ載せておいて、市民等から問い合わせが来た時には、報告する義務はあるのかないのか。内容を教えてという問い合わせが大なり小なりあると思う。それによって事務量が増えるなら載せないほうが良いという考え方もある。件名だけを載せるのは簡単だが、ボリュームが出てきたときに、件数が増えたときにどうするかも考えておかないといけない。

(委員) 松山市以外はホームページに掲載していない。何らかの理由があって掲載していないような気もする。現状でそういう問い合わせがあれば、話さないといけないと思うが、今、そういう声も聞いたことがないので、現状どおりの掲載なしでいいと思う。

(委員長) 陳情については審査は行わず、全議員に参考配布。ホームページには、載せないということによろしいか。

[了 承]

(委員長) イの請願・陳情の提出者からの趣旨説明について、協議をお願いする。このことについては、無党派から検討項目として提案があった事項で、提出者が説明をし、質疑に応じる機会をつくってはどうかというものであり、議長からも、議会運営委員会に諮問され、その協議・検討について、当委員会に依頼があった事項である。この関連で、12月18日に開催した市民福祉委員会で、審査の参考とするため、陳情の提出者に委員会に出席し、趣旨説明をしていただいたが、その際、本市議会では、請願・陳情者からの趣旨説明に関する制度を設けていないことから、地方自治法及び委員会条例の規定に基づき、参考人として出席していただいた。他市議会では、請願・陳情の提出者の趣旨説明の制度をつくり、運用しているところもあるため、本市議会において制度をつくることについて、協議をお願いする。

(議事課長) 資料は、他市議会の請願・陳情提出者の趣旨説明制度について、説明する。インターネットで市議会ホームページを検索し、当制度を実施している4市議会の状況をまとめたものである。

まず、1番の説明の意思確認については、白石市議会、松坂市議会、八街市議会の3市議会は、受付時に提出者から説明を希望するかどうか確認しており、倉吉市議会は、説明の希望があれば意見陳述申出書を議長に提出することとなっている。次に、2番の説明の許可については、白石市議会と松坂市議会は、提出者が希望すれば説明ができ、八街市議会は、議会運営委員会において説明を求めるかどうかを決定、倉吉市議会は、審査する委員会において決定をしている。次に、3番の説明者・出席者、4番の説明時間については、各市議会とも制限を設けている。次に、5番の質疑については、各市議会とも、委員から提出者への質疑を行うことができるが、提出者から委員への

質疑はできないこととしている。なお、参考人等を招致した場合においても、委員への質疑はできないこととなっている。次に、6番の費用弁償については、各市議会とも、支給しないこととしている。次に、7番のその他として、各市議会とも、委員会で説明資料の配布を認めている。

(委員長) 請願・陳情の提出者からの趣旨説明の制度を作ることについてはいかがか。

(委員) 請願を文書で出してきた場合にページ数とか文字数とか何か制限はあるか。

(副課長) 特にない。

(委員) であれば、文章できちとした内容を記入し、趣旨もすべて記入したうえで提出していただくのが請願であると思うので、特に趣旨説明を求めなくてもいいと思う。

(委員) 12月の市民福祉委員会をわたしも傍聴したが、その時は陳情だったが、ご本人が来られて質問をすることで、委員が思い込んでいたことが実はそうじゃなかった。陳情された元の文書が法的なものだったのかどうなのか、インターネットで飛び交っているような噂を根拠にして出されたのではないかと思っていた委員も、あの厚労省の文書から外務省の文書から確認しているのだろうということがわかったりすることがある。そういうちょっとしたことにも心象が変わってくる。委員が請願の提出者に対して聞きたいことをきちんと聞いて誤解のないようにしていく、文字だけでは誤解が生まれてしまうこともあるので、やりとりをすることは大切なことだと思う。趣旨説明は必要だと考える。

(委員) 制度として作っておかないといけないと思う。一応制度だけでも作っておいて、希望したら来られるのか、それともこちらから招集をかけるのか、そういうところでうまく使い分けられればいいと思う。

(委員長) 制度を作ることには皆賛成か。

[了 承]

(委員長) では、趣旨説明の制度を作るということで、制度の中身について協議をお願いする。さきほどの他市議会の状況を参考にして、検討のたたき台としていくつか案を作っている。

(議事課長) 請願・陳情提出者の趣旨説明制度の案について、説明する。検討のたたき台として、A案、B案、C案の3案をつくっている。1番の説明の意思確認については、A案とB案は、受付時に事務局が説明希望の有無を確認する。C案は、希望の確認はしない。次に、2番の説明の許可の上段「説明希望がある場合」は、A案は提出者が希望すれば説明ができる、B案は審査する委員会において決定することとしている。

このほか、他の市議会にはない事項として、説明希望がない又は希望の確認をしない場合においても、審査を行う委員会が提出者に説明を求める場合は、委員会を定例会開会日の散会後に開催して決定するという案をつけ加えている。3番以降の項目については、各案共通で、3番の説明者・出席者は2名以内、4番の説明時間は5分以内または5分程度、質疑応答の時間は除くとしている。5番の質疑については、提出者から委員への質疑はできない、6番の費用弁償は支給しない、7番のその他の①として、委員会で説明のため資料を使用する場合は、提出者が原則電子データで準備することとしている。②は、2番の説明の許可のところの説明した事項で、説明希望がない場合でも審査を行う委員会が必要と認めた場合は、提出者に委員会への出席説明の協力を求めることがで

きることとしてはどうかということで挙げている。なお、説明者の出席については、参考人を招致する場合においても、出席の強制力はなく説明者が出席できない場合もあるものと考えている。

(委員長) それでは、これらの案をベースに協議をお願いします。どの案をベースにするのがよいかを決めた後、詳細について協議したい。

(委員) 持ち帰らせてほしい。A案とC案は真逆だし。

(委員) 別紙2-2の2説明の許可の下の段の棒線のところ、審査を行う委員会が説明を求める場合は定例会開会日の散会後に委員会を開催し決定するということと、7その他の2番、説明希望がない場合でも審査を行う委員会が必要と認めた場合は、提出者に委員会への出席説明の協力を求めることができる、ことは違いがあるのか。

(議事課長) 2番の説明の許可のところと7番のその他の2番は、同じ内容である。本人が説明を希望しないが委員会が来てもらって説明してほしいという場合には、委員会の中で協力を求めることを決定すれば、お願いをするということで、両方とも同じ内容で記載している。

(委員長) これについては、もう一度会を開く。

(委員) 事前にABC案で検討した。最初は、B案がいいという意見もあったが、実際に説明希望の有無を確認して、説明ができるというふうに提出者が思っていて、委員会で検討して説明は必要なくなったときに、提出者が落胆してもいけないので、C案だとすっきりして説明希望の確認を行わず、もしもというときに、その他の2番で、説明を必要と認めた場合に提出者に協力を求めるという形が一番すっきりしているということで、C案を希望する。

(委員) 請願となると紹介議員がついている。その中で、説明する機会もあるので、会派では諮っていないが、私としては、委員会が必要と認める場合は、説明に来てもらう。最初の説明意思の確認というのは、紹介議員があるうえでは、必要ないと思う。C案がいいと思う。

(委員長) これについては、もう一度会を開く。

(委員長) 次に、ウの同一趣旨の請願の取扱いについて、協議をお願いします。このことについては、請願に関連して、今回、私からの提案事項である。市議会としてすでに結論が出ているなど、さきに受付・処理済みの請願と同一趣旨の請願については、紹介議員にならないこととなっているが、その期間について明確な定めがない。今のままでは、いつまで紹介できないのか等、不明瞭な状態であるので、期間を定めてはどうかと思うが、いかがか。

(委員) 4月から3月は出せないようにしないとイケない。次の4月からはリセットされて出せるというイメージである。

(委員長) 9月に出ても3月まで。それで、次の4月になったらまた出てくるかもしれないけど、それについてはまた審査する。年度末で区切るということでいいか。

[了 承]

(委員長) 次に、エの一般質問の持ち時間について、協議をお願いします。3つの会派が現行通りという意見である。一般質問の持ち時間の変更については、すべての会派等が変更することについて合意することが必要と考えている。今回は、変更する、しないのところで意見が一致しないので、現行通り変更しないこととしたいと思うが、いかがか。

(委員) 議員一人当たり10分というのはまさに議員としてのやる気を疑われるレベルだと思う。他市を見ていたら、10分で融通しあって30分にするところはない。一人30分は保証するということが大切だと思う。

(委員) 愛媛県の他市で議員一人の質問時間が1定例会で10分というところは見当たらない。現行の運用が開始されてすでに48年が経過しているということも聞いたので、せっかく今回の議会改革・活性化調査特別委員会も発足されて新たに改善できる場所は、という思いから話し合いを持った。全体的に言ったら他市のように年間60分の質問時間を導入したと考えて、会派としては会派代表には別に10分を付与することでいいのではと考える。今後また次の話し合いもあると思うが、市議会だよりに掲載される一般質問についても、現状30分の質問者には二つの項目の質疑と答弁内容、30分未満の方は質問要旨のみの掲載となっているので、市民から見ているかと思うので、そういうことも踏まえて1定例会で議員の質問時間というのも検討してみたいということで、このような提案をした。

(委員) 意見が二つに分かれて、現行どおりか年間60分かということでもかなり話し合ったが、政党が違えど一つの会派として組むメリットがどうしても必要ではないかという意見があったり、会派というものを大切にしようといううえにおいても、現行で行くのと加えて、現状の4年間の質問時間を全員分出してもらったが、それを見るとさほど差がないので、そのへんはうまくいくようにできているのかなと思う。

(委員) 会派ではいろいろな意見があったが、私としては議会改革・活性化調査特別委員会の基本は議員定数だと思う。そこでの協議の結果、もし人数が変わればおのずと時間がでると思うので、ここで現行どおり、30分、60分という話も大事だが、議員定数削減の協議結果が出るまでは現行どおりという意見を僕は会派で出したが、皆もまだ改革の途中なので現行どおりでいいのではないかという感じを受けた。

(委員長) 意見がそれぞれありまとまらなかったもので、このことについては今回は現行どおりとし、変更しないこととしたい。また、市議会だよりについては、もう一度話し合いたい。

(委員長) 次に、オの傍聴者からの要望についてである。①傍聴時の議案書の閲覧について及び②請願・陳情の趣旨、項目について。

(議事課長) 傍聴者から議会に対して要望のあった事項2点について、何らかの対応ができないか、協議をお願いしたく、説明する。まず、①の傍聴時の議案書の閲覧については、傍聴しているときに議案書を閲覧できれば、内容がよくわかるので対応してほしいというものである。現状は、7階の傍聴席入口にて、その日の議事日程は配布しているが、議案書は、閲覧用に議案書冊子を2部備え付け、その場での閲覧のみとなっている。市議会ホームページには、議会開会日に上程された議案は本会議終了後、追加提出の議案は、提出された本会議終了後に議案書をホームページに掲載している。議案を審査する常任委員会では、委員会傍聴者には付託案件表のみ配布している。なお、本会議の傍聴の際は、スマートフォン等については電源を切るかマナーモードにするよう、また、委員会の傍聴の際は、電源を切るようお願いしている。この要望に対する対応案としては、議会開会日、本会議終了後にホームページに掲載している議案書については、議会開会日午前10時まで

に、追加提出議案については提出日、午前10時までにホームページに掲載するようにし、合わせて本会議場及び委員会室で議案書を閲覧するため、傍聴席で音が出ないように対応を求めた上でスマートフォン、タブレットの操作を認めるということを挙げている。

次に、②の請願の趣旨、項目の公開については、議会で審査される請願の趣旨、項目がわからないので、どういった内容のものか公開してほしいというものである。現状は、7階の傍聴席入口に、議案書とともに閲覧用に請願・陳情文書一覧表を2部備え付け、その場での閲覧のみとなっている。また、市議会ホームページには、請願・陳情の件名と提出者名のみ掲載しており、趣旨や項目については公開していない。請願・陳情を審査する常任委員会では、委員会傍聴者には付託案件表のみ配布している。この要望に対する対応案としては、陳情は、先ほど審査を行わず全議員に参考配布すると決定されたので、審査を行う請願の取り扱いとして、請願の件名、提出者名に加え、請願の趣旨・項目を掲載した文書を議会開会日、午前10時までにホームページに掲載するようにし、合わせて本会議場及び委員会室で当該文書を閲覧するため、傍聴席で音が出ないように対応を求めた上でスマートフォン、タブレットの操作を認めるということを挙げている。

(委員長) ①傍聴時の議案書の閲覧について、協議をお願いします。傍聴時に議案書を閲覧するには、議案書を議会開会日の午前10時までに、追加提出議案は提出日の午前10時までに、ホームページに掲載し、議場や委員会室の傍聴席でのスマートフォン等の電子機器の操作を認めれば可能だが、意見ををお願いします。

(委員) まだ、会派で話をしておらず、重要な案件なので持ち帰りたい。決まっていないことをすべて見せてしまうのはいかかなものかと思う。今から話をすること、決めていくことなので元来は傍聴に入る前に読んでいただき、把握して中で聞いていただくのが正解だと思う。今から決めることなのに先にお知らせするのはどうか。市議会だよりがあり決まったことに関しては、報告するという流れができてから、先に流したら市議会だよりはいらないのではないかということにもなるので、安易に流そうという問題ではないと思う。

(委員) そもそもこの議会改革というのが市民のためにするものだと思う。私はそのようなつもりで今この場にいる。市民は結果だけが知りたいのではなく、どういう話し合いをしていてどういう意見があってどういう討論があったかというのを聞きたくて傍聴に来ているのに、入り口で見て全部頭に入れてから聞くのは難しい。見ながら聞きたいというのは当然だと思う。わたしも傍聴したことがあるが、今何の話をしているのか分からないということがあった。これくらいのことではしてもいいと思う。

(委員) 開会日の10時以降に市長から上程されるが、上程されたものは隠すものではなくオープンにすべきものである。わざわざ議場に足を運んでいただいて、訳が分からないまま話を聞くだけよりは何の話をしているかタブレットやスマートフォンで見れる環境を整備すべきと思う。加えて請願も同じで、こういうものが出ているとわかるように、QRコードをおいてそのページにとべるくらいまでしてもいいのではないかと思う。

(委員) 今、傍聴席でスマートフォンを操作しても構わないのか。

(副課長) 現在は傍聴規則などで電子機器の持ち込み禁止とまで規定はないが、お願いとして、議場にスマートフォン等を持ち込むときは、電源を切るか音を切るようにお願いをしている。会議に支障がないように。

(委員長) スマートフォン等の機器の件についても持ち帰るか。

(委員) 電源切って、マナーモードにして、でも触ってもいいのか。

(副課長) 今のところは、音が出ないようにということで触らないようにとまではお願いはしていない。

(委員) だれか議員を撮影するのはだめか。

(副課長) 撮影、録音は規則で禁止されているのでしないようにと傍聴者に伝えている。

(委員) スマートフォン、タブレット等のマナーモードの徹底さえしっかりしていれば、操作はいいと思う。

(委員長) このことについても、皆でもう一度話し合っていたきたい。また、傍聴時に請願・陳情の要旨、項目を閲覧するには、要旨、項目を議会開会日の午前10時までに、ホームページに掲載し、議場や委員会室の傍聴席でスマートフォン等電子機器の操作を認めれば可能だが、このことについても持ち帰って意見をとりまとめてきていただきたい。

本日の協議事項は以上である。次回の委員会では、イ請願・陳情の提出者からの趣旨説明について及びオ傍聴者からの要望について協議をする。なお、次回の委員会は、2月13日火曜日の13時30分から開催したいと思う。それでは、本日はこれにて閉会する。